

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要

(厚生労働省作成資料をもとに編集部で要約)

○放課後児童クラブ関係予算 725.3億円 (前年度574.8億円)

受入児童数 113.9万人 (2016年度) →117.8万人 (2017年度) [約3.9万人増]

1. 運営費等587.8億円 (前年度446.0億円) 子ども・子育て支援交付金 (内閣府予算に計上)

(1) 量的拡充 (「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

① 放課後児童健全育成事業 (運営費)

ア 運営費補助基準額の増額【拡充】…放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

・補助基準額 (案) : 430.6万円 (前年度374.4万円) ※児童数36~45人の場合

イ 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】…夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

・補助基準額 (案) 1.7万円 [1支援の単位あたり日額]

② 放課後子ども環境整備事業 (放課後児童クラブ設置促進事業 (既存施設の改修等) 及び放課後児童クラブ環境改善事業 (備品購入等))

ア 放課後児童クラブの防災対策【拡充】…既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

・補助基準額 (案) : (i) 放課後児童クラブ設置促進事業1,200万円 (前年度1,200万円)

(ii) 放課後児童クラブ環境改善事業100万円 (前年度100万円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進…小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業による補助に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

・補助基準 (加算) 額 (案) : 100万円 (前年度100万円)

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進…幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費 (設備の整備・修繕及び備品の購入) の補助を行う。

・補助基準額 (案) : 500万円 (前年度500万円)

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業…放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員配置に要する経費の補助を行う。

・補助基準額 (案) : 179.6万円 (前年度174.8万円)

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

・補助基準額 (案) : 299.6万円 (前年度305.2万円)

イ 移転関連費用補助【拡充】…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

・補助基準額 (案) : 250万円 (前年度250万円)

ウ 土地借料補助…放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

・補助基準額 (案) : 610万円 (前年度610万円)

・補助対象: 施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

2. 施設整備費 137.5億円(前年度128.8億円) 子ども・子育て支援整備交付金(内閣府予算に計上) 163億円の内数

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び「放課後子ども総合プラン」に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。

・実施主体:市町村

・補助対象事業者:市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、NPO法人等

・補助基準額(案):

ア 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 5142.6万円(前年度4992.8万円)

〔次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。〕

イ 上記以外の場合:2571.3万円(前年度2496.4万円)

ウ 土地借料加算:610万円(前年度610万円)

補助率:【公立の場合】国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1

【私立の場合】国9分の2、都道府県9分の2、市町村9分の2、社会福祉法人等3分の1

注:放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速プランに参加している場合は、補助率のかさ上げを実施(平成28年度～)

【公立の場合】国3分の2、都道府県6分の1、市町村6分の1

【私立の場合】国2分の1、都道府県8分の1、市町村8分の1、社会福祉法人等4分の1

3. その他(放課後児童支援員等研修関係) 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金(職員の資質向上・人材確保等研修) 13.1億円の内数:厚生労働省予算に計上

(1) 職員の資質向上・人材確保等研修事業

①放課後児童支援員認定資格研修事業……「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事が行う研修(認定資格研修)を実施するために必要となる経費の補助を行う。

・実施主体:都道府県(一部委託可)

・補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1回あたり98.5万円(前年度98.5万円)をめやすとして、予算の範囲内で必要な経費を補助)

・補助率:国2分の1、都道府県2分の1

・放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際に代替職員の雇いあげ等経費については、運営費に計上。

②放課後児童支援員等資質向上研修事業……平成27年3月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理——放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ——」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていこうことが、事業全体の質の向上を図るうえでも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。

・実施主体:都道府県、市町村(特別区を含む、以下同じ。)(委託可)

・補助基準額(案):厚生労働大臣が認める額(1か所あたり199.4万円(前年度199.4万円)を目安として、予算の範囲内で必要な経費を補助)

・補助率:国2分の1、都道府県・市町村2分の1

・放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇いあげ等経費については、運営費に計上

(2) 指導者養成等研修事業 子ども・子育て支援対策推進事業委託費(指導者養成研修) 1.3億円の内数(1.3億円の内数) 都道府県認定資格研修講師養成研修…都道府県知事が行う研修

(認定資格研修)の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

・実施主体:国(民間団体に委託して実施)

- ⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業…授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

・補助基準額(案)：46.6万円(前年度45.4万円)

(2) 質の向上

- ① 放課後児童支援員等処遇改善等事業…保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

・補助基準額(案)：(i)154.1万円(前年度158.1万円)(ii)290.4万円(前年度293.2万円)

- ② 障害児受入強化推進事業【拡充】…障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入れを行う場合に拡充するとともに、医療的ケア時に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

・補助基準額(案)：179.6万円(前年度174.8万円)

※医療的ケア児がいる場合の支援384.7万円[1支援の単位あたり年額]

- ③ 小規模放課後児童クラブ支援事業…「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の2人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

・補助基準額(案)：55.9万円(前年度54.4万円)

(3) その他(放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善)

- 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業(仮称)【新規】…放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用を補助する。

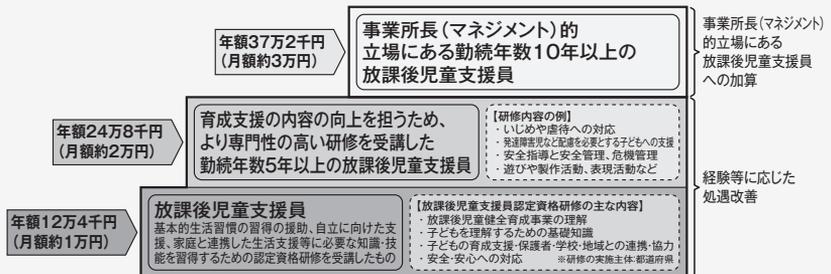
(i) 放課後児童支援員を対象に年額12.4万円(月額約1万円)

(ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を終了した者を対象にiと合わせて年額24.8万円(月額約2万円)

(iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長(マネジメント)的立場にある放課後児童支援員を対象にiiと合わせて年額37.2万円(月額約3万円)

放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善のイメージ

放課後児童支援員の勤続年数(通算勤続年数により算出)に併せて、支援員としてのレベル確保・向上のための研修実績に応じた人件費の加算を行う。



現行、放課後児童クラブに対する補助は、「質の向上」の一環として、18:30を超えて開所している放課後児童クラブに対して処遇改善の上乗せ補助がされている。今回、これに加えて、新たに上記の経験等に応じた処遇改善の補助を行う仕組みを導入する。